令和7・8年度「佐賀市独自等級算出表」

<table>
<tr><th>事項名</th><th>評価項目</th><th>評価期間</th><th colspan="3">評価基準</th></tr>
<tr><td>客観的事　項</td><td>総合評定値</td><td>最新の通知書</td><td colspan="3">経営事項審査（全国基準）で、競争参加資格申請の直前に通知を受けた工事種類ごとの総合評定値（P点）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">主観的事項</td><td rowspan="4">工事成績1
（工事種類ごと）</td><td rowspan="8">市長部局及び上下水道局（配水管布設工事除く。）の令和5年1月1日から令和6年12月31日までの工事完了検査済物件（※）</td><td rowspan="4">期間中の平均点</td><td>75点以上</td><td>平均点から74点を減じた点数に0.01を乗じ、更にP点を乗じた点数（四捨五入）を加点
（工事成績2と合わせて上限200点）</td></tr>
<tr><td>70点以上
75点未満</td><td>加減点なし</td></tr>
<tr><td>60点以上
70点未満</td><td>70点から平均点を減じた点数に0.01を乗じ、更にP点を乗じた点数（四捨五入）を減点</td></tr>
<tr><td>60点未満</td><td>0.1にP点を乗じた点数（四捨五入）を減点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事成績2
（工事種類ごと）</td><td rowspan="3">期間中の個別評点</td><td>75点以上</td><td>個別評点から74点を減じた点数を加点
（工事成績1と合わせて上限200点）</td></tr>
<tr><td>70点以上
75点未満</td><td>加減点なし</td></tr>
<tr><td>70点未満</td><td>70点から個別評点を減じた点数を減点</td></tr>
<tr><td>障がい者雇用</td><td>申請日に資料提出</td><td colspan="3">◇佐賀市内に本店を有する申請者で、法定雇用達成者　10点加点
◇法定雇用の義務付け者以外の者で雇用があるもの　10点加点
（障がい者雇用：上限10点）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域貢献</td><td>令和4年12月1日から令和6年11月30日まで</td><td colspan="3">佐賀市内に本店を有する申請者で、
◇市長部局及び上下水道局（配水管布設工事除く。）工事で、発注方式に関わらず、災害復旧工事を受注した場合、1件につき受注した災害復旧工事の工事種類に　2点加点
◇佐賀市が要請する災害ボランティアの活動（巡回、障害物除去、土のう制作等）に参加した場合、1回につき　5点加点</td></tr>
<tr><td>申請日現在の登録</td><td colspan="3">◇佐賀市災害ボランティア協定団体への登録　5点加点
（地域貢献：上限25点）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会貢献</td><td>令和4年12月1日から令和6年11月30日まで</td><td colspan="3">佐賀市内に本店を有する申請者で、
◇佐賀市内における清掃活動等の社会奉仕活動に法人として2名以上で参加した場合、1回につき　3点加点
◇「こども１１０番の工事現場」への登録　3点加点</td></tr>
<tr><td>申請日現在の登録</td><td colspan="3">◇「こども１１０番の家」への登録　3点加点
◇「子どもへのまなざし運動」への登録　5点加点
※「こども１１０番の家」、「こども１１０番の工事現場」、「子どもへのまなざし運動」の同時加点は行わない。
◇「消防団協力事業所」への登録　5点加点
（社会貢献：上限15点）</td></tr>
<tr><td>指名停止</td><td>令和4年12月1日から令和6年11月30日まで</td><td colspan="3">指名停止期間の月数（1月未満は切上げ）に5点を乗じた点数を減点</td></tr>
</table>

合計　250点

※浄化槽設置工事の工事成績に関しては、管を登録される方については管の主観点に加算し、管を登録されない方については、土木一式の主観点に加算します。また、管及び土木一式のいずれにも登録されない方については建築一式の主観点に加算します。